

うるま市法務相談員設置要綱  
(設置)

第1条 この訓令は、うるま市行政内部におけるさまざまな行政課題及び懸案事項に対して、法的専門性を持つものから助言、指導等を得るためうるま市法務相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

2 相談員の勤務条件、業務内容等について、うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年うるま市条例第33号。以下「条例」という。）及びうるま市非常勤職員規則（平成17年うるま市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による非常勤の特別職とする。

(業務)

第3条 相談員は、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 職員からの法律相談に対する助言及び指導に関すること。
- (2) 行政不服審査、訴訟（代理人とならない）等に関すること。
- (3) 行政対象暴力、不当要求、ハラスメント等の予防及び解決に関すること。
- (4) 法令解釈、例規整備等に係る助言及び指導に関すること。
- (5) 契約等に係る法的な助言及び指導に関すること。
- (6) 債権管理・回収に係る法的な助言及び指導に関すること。
- (7) 内部統制及びコンプライアンスに係る助言及び指導に関すること。
- (8) 市の施策における法的妥当性・適合性の検証及び助言に関すること。
- (9) 職員の法的能力向上のための研修に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法的な専門性を発揮できる行政事務全般に関すること。

(任期)

第4条 相談員の任期は、1会計年度とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱)

第5条 相談員は、弁護士となる資格を有するもののうちから市長が委嘱する。

(報酬)

第6条 相談員の報酬は、条例第2条及び規則第8条の定めるところによる。

2 報酬の額は、時給とし、勤務した時間に応じて予算の範囲内で支給する。

(勤務条件)

第7条 相談員の勤務日数は、週1日以内とし、勤務時間は、午後1時から午後5時までの間の4時間とする。ただし、所属長が必要と認めるときは、変更することができる。

(公務災害等の補償)

第8条 相談員の公務上の災害又は通勤に対する補償は、規則第17条の規定により補償する。

(秘密保持義務)

第9条 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解職)

第10条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、相談員を解職することができる。

- (1) 相談員から辞職の申出があったとき。
- (2) 相談員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) その他解職に相当する事由があると認めるとき。

2 市長は、前条の規定により解職するときは、理由を示して通知しなければならない。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年12月12日から施行する。